

ひかり515号歯車箱破損事故で業務委員会を開催

5月22日、JR東海労新幹線関西地本と関西支社間で、ひかり515号歯車箱破損事故（700系車両C50編成）に関する申し入れに対する業務委員会を開催しました。

主な申し入れに対する回答とやりとりについて報告します。

①今回発生した「歯車箱破損」について、東京駅出発後の事実経過等を明らかにすること。
（会社回答）

ひかり515号（東京13時33分発、新大阪16時30分着）は、静岡駅通過後に振動等の申告があったが、車掌にて異常がない事を確認している。また新大阪駅到着前に臭いの申告があったが、車掌が確認したところ臭いはすぐに消えている。その後、新大阪駅に到着する際、台車表示灯が点灯した。運転台で確認を行ったところ、リセット可、ブレーキ試験良好であったため鳥飼基地に回送し調査を行った。

②「歯車箱の一部破損」を発見した箇所・状況等について明らかにすること。
（会社回答）

鳥飼基地に回送して調査した結果、10号車No.1台車の歯車箱の一部破損を発見した。

③今回の事故原因が確定し安全が担保されるまでの間、同型の小歯車軸受を搭載している新幹線車両の運行を直ちに停止すること。

（会社回答）

当該軸受は過去の使用実績からも信頼性が高く、今回は当該軸受の製造上の問題であったと考えているが、念のため同一ロットの小歯車軸受について新品への取替を進めていく。

なお取替までの間、小歯車軸受の健全性を確認するため歯車箱の磁気栓検査と油分析を行い同種事象の発生を未然に防止する。

④今回の事故の原因を明らかにすること。

（会社回答）

小歯車軸受の保持器が破損したためである。メンテナンス過程には問題なく、当該保持器本体側に欠陥があったものと考え、製造メーカーで引き続き調査している。

⑤破損した歯車箱内の小歯車軸受と大歯車軸受のメーカーを明らかにすること。

（会社回答）

個々について明らかにするつもりはない。

⑥検修履歴について明らかにすること。

（会社回答）

検査歴については、新制：平成15年5月15日、全般検査：平成24年11月12日、交番検査：平成25年4月4日、仕業検査：平成25年4月16日である。また、その他検修実績についても特に問題はなかった。

（ウラ面へつづく）

⑦新大阪駅到着後に「正常に運行できることが確認できました」としているが、根拠を明らかにすること。

(会社回答)

運転士の処置により、台車表示灯がリセットでき、ブレーキ試験も良好であったためである。

⑧C50編成が臨時回送で、新大阪駅を発車する前から鳥飼基地に到着したときの運転台の状態を明らかにすること。

(会社回答)

新大阪駅発車後は問題なかったが、鳥飼基地到着時に台車表示灯が点灯した。

⑨鳥飼基地へ回送させる際、速度制限を行ったのか明らかにすること。

(会社回答)

台車表示灯がリセットでき、ブレーキ試験も良好であったため、通常の手続きで鳥飼基地まで回送した。

(主なやりとり)

組合：台車表示灯が2回点灯したら床下点検になったのは過去の事故の教訓だが、今回の事象を受けて何か対策を考えているのか。

会社：検討はするが、どうなるかはわからない。

組合：今回の事故を受けて今のままでは良くない。大事故にならないようにマニュアルを変えるべきである。

今回の事故は、破損した物が車輪やレールにかみ込むなど重大事故になる危険な状態、脱線もありうる事象だった。安全サイドで対処すること。

会社：会社としては、今回は脱線に至る問題ではないとの認識だ。

組合：脱線に至る問題ではないとの認識は問題である。二度と同様の事故を起こさないために、今回の事故は破損した破片等に車輪が乗り上げていれば脱線の可能性すらあった大きな事故であるとの認識に立ち、安全を第一義とする鉄道業においては、最大限安全側に考え行動すべきことを強く要求する。

歯車箱破損に気づかず走行するようなマニュアルは変更せよ！

会社は、走行中に乗客から異音、異臭の申告があり、新大阪駅手前では台車異常を知らせる表示灯が点灯したにもかかわらず、なぜ床下点検もせずに破損した危険な状態の歯車箱のまま回送運転したのでしょいか？

今回の事象では、安全綱領の「5. 疑わしいときは手落ちなく考えて最も安全と認められるみちを採らなければならない」が実践できませんでした。

それは、現行の応急処置方法マニュアルでは、台車表示灯が点灯しても1回目で、リセット可であれば運転再開することが認められており、2回目の点灯ではじめて床下点検を行うとなっているからだと考えられます。

今回は、大事には至ることはありませんでしたが、脱線も考えられる危険な状態での回送運転だったと言えます。現行の応急処置方法マニュアルを変更し、何があろうとも安全こそがすべてに優先するように、常に最悪の事態を想定し、誰もが最も安全と認められる最善の方法が採れる応急処置方法マニュアルに改訂すべきです。